

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

○公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

(環境対策課)

ページ

告示

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(NPO活動促進室)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件)

(障害福祉課)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(同)

○障害者自立支援法施行規則第三十四条の七第二項の規定による重度訪問

(同)

介護に係る障害者自立支援法第二十九条第一項の指定を受けたものとされた事業者

(同)

○農業振興地域の指定

(農業振興課)

○昭和四十五年宮城県告示第二百三十四号(農業振興地域の指定)の一部

(同)

改正

○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部

(同)

改正

○昭和四十七年宮城県告示第二百六十号(農業振興地域の指定)の一部

(同)

正

○昭和四十八年宮城県告示第百六号(農業振興地域の指定)の一部改正

(同)

○昭和四十八年宮城県告示第九百五十四号(農業振興地域の指定)の一部

(同)

改正

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

○道路の供用開始(三件)

(同)

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(六件)

(都市計画課)

五

四

四

四

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

二

二

一

公告

○開発行為に関する工事の完了

教育委員会

(建築宅地課)

○自然の家管理規則の一部を改正する規則

公安委員会

六

○警備業法施行細則

正誤

六

○宮城県公報第一九一九号中

二四

規則

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第三号

公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

公害防止条例施行規則(平成七年宮城県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「証明書」の下に「の様式」を加え、「立入検査員証(様式第十六号)」を「様式第十六号」に改める。

様式第十六号(表)中

第 号
公害防止条例第72条第4項の規定による 立 入 検 査 員 証
職氏名
年 月 日生
年 月 日発行
宮城県知事 印

を

第 号

公害防止条例第72条第4項の規定による
身分証明書

写
真

職名及び氏名

年 月 日 生
年 月 日 発行
年 月 日 限り有効

宮城県知事 印

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の公害防止条例施行規則様式第十六号による身分
を示す証明書は、改正後の公害防止条例施行規則様式第十六号の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の公害防止条例施行規則の様式により調製した用紙は、こ
の規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

○宮城県告示第百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動
法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告
示する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ガンバ・ペッチャー
一 代表者の氏名 伊東 孝司

- 二 主たる事務所の所在地 柴田郡川崎町大字前川字堀切十三番地十二
- 三 定款に記載された目的 この法人は、地域の障害者の自立を支援する事業を行うことにより、
障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年一月二十九日

○宮城県告示第百二十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害福祉サ ビスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五二〇〇八六六	就労支援センター ほつぶ 仙台市青葉区本町三 丁目五番二十二号 長町遊楽庵びすた り 仙台市太白区長町三 丁目七番一号	就労移行支援 就労継続支援A型	特定非営利活 動法人ほつぶ	平成二十年 二月一日

○宮城県告示第百二十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害福祉サ ビスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五二〇〇五五九	安心生活サービス仙 台 仙台市宮城野区鶴ヶ 谷東二丁目二十五 二十七	居宅介護 重度訪問介護	有限会社すず めプランニン グ	平成二十年 二月一日
〇四一五三〇〇四〇九	ケアサポート日なた 仙台市若林区河原町 一丁目一五リライ アンス河原町一〇一	居宅介護 重度訪問介護	株式会社白百 合企画	平成二十年 二月一日
〇四一五二〇〇五六七	ほつとヘルパース テーション 仙台市宮城野区鶴ヶ	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	株式会社ほつ とライフ	平成二十年 二月一日

〇四一五三〇〇四一七	谷四丁目二番地の二 有限会社三ツ矢交通 仙台市若林区荒浜新 二丁目十九番地の四	居宅介護	有限会社三ツ 矢交通	平成二十年 二月一日
〇四一五二〇〇五七五	アースワーク 仙台市宮城野区平成 一丁目三番十五号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ア ースワーク	平成二十年 二月一日

○宮城県告示第百二十九号

障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号(第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サ
ビス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により
告示する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四一五二〇〇七九一	クリスタル介護センター青 葉 仙台市青葉区宮町四丁目七 十九第二橋元ビル一F	株式会社クリスタル介護 センター	平成十九年 十二月三十一 日
〇四一〇二〇〇三〇七	クリスタル介護センター石 巻 石巻市双葉町三、三十一、 二フレンドハウス1B号室	株式会社クリスタル介護 センター	平成十九年 十二月三十一 日

○宮城県告示第百三十号

障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第三十四条の七第一項の規定によ
り障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する重度訪問介護に係
る指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定を受けたものとされたので、同法第五十一条第
一号の規定により告示する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	指定年月日
〇四一五三〇〇四一七	有限会社三ツ矢交通 仙台市若林区荒浜新二丁目 十九番地の四	有限会社三ツ矢交通	平成二十年 二月一日

○宮城県告示第百三十一号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により、登
米市に係る農業振興地域を別冊のとおり指定する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(農林水産部農業振興課)及び登米地方振興事務所に備え置いて
縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百三十二号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭
和四十五年宮城県告示第百三十四号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十
年二月十五日から施行する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

迫町及び南方町に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第百三十三号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭
和四十六年宮城県告示第百五十一号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十
年二月十五日から施行する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

米山町に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第百三十四号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭
和四十七年宮城県告示第百六十号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十年
二月十五日から施行する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米町及び東和町に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第百三十五号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、昭
和四十八年宮城県告示第百六十号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十年二月

十五日から施行する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

中田町、豊里町及び石越町に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第百三十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十八年宮城県告示第九百五十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年二月十五日から施行する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

津山町に係る農業振興地域を削る。

○宮城県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 泉塩釜線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
多賀城市浮島字宮前一三九番地先から	前	一九・〇	二六・五	三九・〇
同市浮島字宮前一三五番地先まで	後	一五・〇	三五・五	一一八・〇

○宮城県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県石巻土木事務所において一般の縦覧に供する。

土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
牡鹿郡女川町飯子浜字飯子二〇八番地先から	前	一八・〇	三四・〇	二〇五・〇
同町飯子浜字夏浜三番四地先まで	後	八・〇	五〇・〇	二〇五・〇

○宮城県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県石巻土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鹿島台大衡線	石巻市蛇田菰継三七番一地从先から同市須江字中埜三四三番地先まで	平成二十年二月十五日

○宮城県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県石巻土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	奥松島松島公園線	東松島市宮戸字大平山二番一地从先から同市宮戸字松ヶ島三番地先まで	平成二十年二月十五日

○宮城県告示第百四十一号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	越河角田線	角田市小田字中島四三番四地先から同市小田字黒内三七番一地从先まで	平成二十年二月二十六日

○宮城県告示第百四十二号

大崎市から古川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 古川都市計画下水道

2 名称 大崎市公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百四十三号

大崎市から岩出山都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 岩出山都市計画下水道
 2 名称 大崎市公共下水道
 二 縦覧場所
 宮城県庁（土木部都市計画課）
 ○宮城県告示第百四十四号
 大崎市から鳴子都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称
 1 種類 鳴子都市計画下水道
 2 名称 大崎市特定環境保全公共下水道
 二 縦覧場所
 宮城県庁（土木部都市計画課）
 ○宮城県告示第百四十五号
 大崎市から鹿島台都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称
 1 種類 古川都市計画下水道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 2 名称 大崎市流域関連公共下水道
- 二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第百四十七号

美里町から小牛田都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 小牛田都市計画下水道

- 2 名称 美里町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、平成二十年二月六日その工事を完了した。

平成二十年二月十五日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

多賀城市留ヶ谷二丁目七十番及び百四十一番五番及び百十五番一の各一部

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市宮城野区福ヶ野二丁目二番地十一
株式会社みちほ

教育委員会

自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月十五日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 慶 一

○宮城県教育委員会規則第一号

自然の家管理規則の一部を改正する規則

自然の家管理規則(平成十七年宮城県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第一号

警備業法施行細則を次のように定める。

平成20年2月15日

宮城県公安委員会

委員長 檜 山 公 夫

警備業法施行細則

警備業法施行細則(平成17年宮城県公安委員会規則第15号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 警備業の認定等(第2条 - 第5条)

第3章 警備業務(第6条)

第4章 教育等(第7条 - 第17条)

第5章 機械警備業(第18条 - 第20条)

第6章 監督(第21条 - 第25条)

第7章 雑則(第26条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)警備業法施行令(昭和57年政令第308号)警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。)警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)及び警備員教育を行う者等を定める規程(平成8年国家公安委員会告示第21号。以下「警備員教育規程」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

<p>第2章 警備業の認定等</p> <p>(不認定通知書の様式)</p> <p>第2条 施行規則第6条の通知書の様式は、不認定通知書・認定証不更通知書(別記様式第1号)のとおりとする。</p> <p>(認定証不更通知書の様式)</p> <p>第3条 施行規則第10条の通知書の様式は、不認定通知書・認定証不更通知書のとおりとする。</p> <p>(認定の取消しの手続)</p> <p>第4条 法第8条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書(別記様式第2号)を交付して行うものとする。</p> <p>(認定証返納届出書の様式)</p> <p>第5条 法第12条第3項の届出書の様式は、認定証返納届出書(別記様式第3号)のとおりとする。</p> <p>第3章 警備業務</p> <p>(携帯を禁止する護身用具)</p> <p>第6条 法第17条第1項の規定に基づき携帯を禁止する護身用具は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金属製の楯</p> <p>(2) 鉄棒その他の人の身体に重大な害を加えるおそれのあるもの。ただし、警戒楯(長さ60センチメートル以下、直径3センチメートル以下及び重さ320グラム以下の円棒をいう。以下同じ。)警戒杖(長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下の円楯、白樫若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化ガラスチップを主たる材質とする直径2.8センチメートル以下及び厚さ0.2センチメートル以下及び厚さ0.2センチメートル以下の2段式若しくは3段式のものに限る。以下同じ。)及び非金属製の楯(縦50センチメートル以下、横30センチメートル以下及び厚さ1.8センチメートル以下のもの(楯の正面の像が長辺50センチメートル及び短辺30センチメートルの長方形の内部に収まるものであって、厚さ1.8センチメートル以下のものを含む。)を除く。以下同じ。)を除く。</p> <p>2 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合は、警戒棒及び警戒杖を携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場で警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限りでない。</p> <p>3 警備業者及び警備員は、前項で定める場合のほか、次の警備業務以外の警備業務を行う場合は、警戒杖及び非金属製の楯を携帯してはならない。ただし、第2号の警備業務における非金属製の楯の携帯は、深夜(午前零時から日の出までをいう。)において行う場合に限る。</p> <p>(1) 法第2条第5項の機械警備業務(指令業務を除く。)</p>	
<p>(2) 検定期則第1条第2号の施設警備業務(警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。)</p> <p>ア 空港</p> <p>イ 原子力発電所その他の原子力関係施設</p> <p>ウ 大使館、領事館その他の外交関係施設</p> <p>エ 国会関係施設及び政府関係施設</p> <p>オ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設で、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの</p> <p>カ 火薬、毒物若しくは劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設で、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命若しくは身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの</p> <p>(3) 検定期則第1条第5号の核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号の貴重品運搬警備業務</p> <p>第4章 教育等</p> <p>(警備員指導教育責任者資格者証の不交付)</p> <p>第7条 法第22条第4項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わないときは、資格者証不交付通知書(別記様式第4号)を交付するものとする。</p> <p>(資格者証の返納命令)</p> <p>第8条 法第22条第7項の規定による警備員指導教育責任者資格者証の返納命令は、資格者証返納命令書(別記様式第5号)を交付して行うものとする。</p> <p>(講習修了証明書の不交付)</p> <p>第9条 法第22条第2項第1号の警備員指導教育責任者講習及び法第42条第2項第1号の機械警備業務管理者講習において、偽りその他不正な手段により受講したため、講習規則第7条第1項又は第12条第1項の修了証明書を交付しないときは、講習修了証明書不交付通知書(別記様式第6号)を交付するものとする。</p> <p>(警備員指導教育責任者兼任の承認等)</p> <p>第10条 施行規則第39条第3項の規定による専任の警備員指導教育責任者を置くことを要しない営業所の承認を受けようとする者は、警備員指導教育責任者兼任承認申請書(別記様式第7号)を当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して宮城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提</p>	

<p>出しなければならない。</p> <p>2 前項の承認を行うときは、警備員指導教育責任者兼任承認通知書（別記様式第8号）を交付するものとする。</p> <p>3 第1項の承認を行わないときは、警備員指導教育責任者兼任不承認通知書（別記様式第9号）を交付するものとする。</p> <p>（公示事項）</p> <p>第11条 講習規則第2条第2号（講習規則第13条において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 受講の申込みの期限</p> <p>(2) 受講申込書の提出先及び提出の方法</p> <p>(3) 受講の申込みに必要な書類等</p> <p>(4) 手数料の納入時期及び納入方法</p> <p>2 講習規則第2条第3号（講習規則第13条において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 講習規則第3条各号に掲げる受講対象者（警備員指導教育責任者に限る。）</p> <p>(2) 講習の実施を委託した場合にあっては、受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>(3) その他講習の実施に関し必要な事項（受講申込書の添付書類）</p> <p>第12条 講習規則第4条第2項の書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面とする。</p> <p>(1) 講習規則第3条第1号に掲げる者 警備業務従事証明書（別記様式第10号）及び履歴書</p> <p>(2) 講習規則第3条第2号に掲げる者 検定期則第4条に規定する1級の検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(3) 講習規則第3条第3号に掲げる者 検定期則第4条に規定する2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>2 前項第1号又は第3号に掲げる者が警備業務従事証明書を提出することができないやむを得ない事情がある場合には、誓約書（別記様式第11号）及び履歴書を警備業務従事証明書に代えるものとする。</p> <p>（指定の申請等）</p> <p>第13条 警備員教育規程第1条第4号の規定による基本教育及び警備員教育規程第3条第5号の規定による業務別教育を行うに十分な能力を有する者の指定を受けようとする者は、指定申請書</p>	<p>（別記様式第12号）を当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の指定を行うときは、指定書（別記様式第13号）を交付するものとする。</p> <p>3 第1項の指定を行わないときは、不指定通知書（別記様式第14号）を交付するものとする。</p> <p>（検定の受検資格の認定等）</p> <p>第14条 検定期則第8条第2号の規定による1級の検定の受検資格を有することの認定を受けようとする者は、1級検定受検資格認定申請書（別記様式第15号）を当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の認定を行うときは、1級検定受検資格認定書（別記様式第16号）を交付するものとする。</p> <p>3 第1項の認定を行わないときは、1級検定受検資格不認定通知書（別記様式第17号）を交付するものとする。</p> <p>4 検定期則第9条第3項第2号の書面は、営業所属証明書（別記様式第18号）とする。</p> <p>5 検定期則第9条第4項第1号の書面は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面とする。</p> <p>(1) 検定期則第8条第1号に規定する者 検定を受けようとする警備業務の種別についての2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書。ただし、警備業務従事証明書を提出することができないやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した誓約書（別記様式第19号）及び履歴書とする。</p> <p>(2) 検定期則第8条第2号に規定する者 1級検定受検資格認定書（合格証明書の不交付）</p> <p>第15条 法第23条第5項において準用する法第22条第4項の規定による合格証明書の交付を行わないときは、合格証明書不交付通知書（別記様式第20号）を交付するものとする。</p> <p>（合格証明書の返納命令）</p> <p>第16条 法第23条第5項において準用する法第22条第7項の規定による合格証明書の返納命令は、合格証明書返納命令書（別記様式第21号）を交付して行うものとする。</p> <p>（成績証明書の不交付）</p> <p>第17条 法第23条第1項の検定において、偽りその他不正な手段等により受検し、合格した者の合格を取り消すときは、成績証明書不交付通知書（別記様式第22号）を交付するものとする。</p> <p>第5章 機械警備業</p> <p>（準用規定）</p> <p>第18条 第7条の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を行わないときについて、第8条の規定</p>
--	---

<p>は機械警備業務管理者資格者証の返納命令について準用する。</p> <p>(即応体制の整備の基準)</p> <p>第19条 法第43条に規定する基準は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができる必要な数の警備員、待機所及び車両その他の装備の配置とする。ただし、へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、近隣に居住する管理者へ連絡して事実の確認をするなど必要な措置を講ずることができると公安委員会が認めた警備業務対象施設(以下「特例対象施設」という。)に対する機械警備については、適用しないものとする。</p> <p>2 前項ただし書の特例対象施設の承認を受けようとする者は、機械警備対象施設特例承認申請書(別記様式第23号)を当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の承認を行うときは、機械警備対象施設特例承認通知書(別記様式第24号)を交付するものとする。</p> <p>4 第2項の承認を行わないときは、機械警備対象施設特例不承認通知書(別記様式第25号)を交付するものとする。</p> <p>(努力義務)</p> <p>第20条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警備員を当該現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び当該現場における警備員による事実の確認その他の措置がより効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。</p> <p>第6章 監督 (報告等の様式)</p> <p>第21条 施行規則第69条の書面の様式は、報告・資料提出要求書(別記様式第26号)のとおりとする。 (指示)</p> <p>第22条 法第48条の規定による指示は、指示書(別記様式第27号)を交付して行うものとする。 (営業の停止等)</p> <p>第23条 法第49条第1項の規定による警備業務に係る営業の全部又は一部の停止の命令は、営業停止命令書(別記様式第28号)を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第49条第2項の規定による営業の廃止の命令は、営業廃止命令書(別記様式第29号)を交付して行うものとする。 (営業停止命令の公表)</p>	<p>第24条 法第49条第1項の規定により営業の停止命令を行った場合又は他の都道府県公安委員会が行った営業の停止命令の通知を受けた場合は、被処分者、処分の年月日、処分の内容及び処分を行った都道府県公安委員会を公表するものとする。 (医師の指定)</p> <p>第25条 法第51条の規定による医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定による精神保健指定医の指定を受けた医師のうちから指定するものとする。</p> <p>2 前項の規定による指定を行ったときは、宮城県公報(宮城県公報発行規則(昭和31年宮城県規則第67号)に基づき発行される宮城県公報をいう。)で公示するものとする。</p> <p>第7章 雑則 (警察本部長への委任)</p> <p>第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は警察本部長が定める。 附 則</p> <p>この規則は、平成20年3月1日から施行する。</p>
<p>第19条 法第43条に規定する基準は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から25分以内に当該現場に警備員を到着させることができる必要な数の警備員、待機所及び車両その他の装備の配置とする。ただし、へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、近隣に居住する管理者へ連絡して事実の確認をするなど必要な措置を講ずることができると公安委員会が認めた警備業務対象施設(以下「特例対象施設」という。)に対する機械警備については、適用しないものとする。</p> <p>2 前項ただし書の特例対象施設の承認を受けようとする者は、機械警備対象施設特例承認申請書(別記様式第23号)を当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の承認を行うときは、機械警備対象施設特例承認通知書(別記様式第24号)を交付するものとする。</p> <p>4 第2項の承認を行わないときは、機械警備対象施設特例不承認通知書(別記様式第25号)を交付するものとする。</p> <p>(努力義務)</p> <p>第20条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警備員を当該現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び当該現場における警備員による事実の確認その他の措置がより効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。</p> <p>第6章 監督 (報告等の様式)</p> <p>第21条 施行規則第69条の書面の様式は、報告・資料提出要求書(別記様式第26号)のとおりとする。 (指示)</p> <p>第22条 法第48条の規定による指示は、指示書(別記様式第27号)を交付して行うものとする。 (営業の停止等)</p> <p>第23条 法第49条第1項の規定による警備業務に係る営業の全部又は一部の停止の命令は、営業停止命令書(別記様式第28号)を交付して行うものとする。</p> <p>2 法第49条第2項の規定による営業の廃止の命令は、営業廃止命令書(別記様式第29号)を交付して行うものとする。 (営業停止命令の公表)</p>	<p>第24条 法第49条第1項の規定により営業の停止命令を行った場合又は他の都道府県公安委員会が行った営業の停止命令の通知を受けた場合は、被処分者、処分の年月日、処分の内容及び処分を行った都道府県公安委員会を公表するものとする。 (医師の指定)</p> <p>第25条 法第51条の規定による医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の規定による精神保健指定医の指定を受けた医師のうちから指定するものとする。</p> <p>2 前項の規定による指定を行ったときは、宮城県公報(宮城県公報発行規則(昭和31年宮城県規則第67号)に基づき発行される宮城県公報をいう。)で公示するものとする。</p> <p>第7章 雑則 (警察本部長への委任)</p> <p>第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は警察本部長が定める。 附 則</p> <p>この規則は、平成20年3月1日から施行する。</p>

別記様式第1号(第2条、第3条関係)

不認定通知書
認定証不更新

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった 警備業の認定 について、次の理由
により 認定証の有効期間の更新 をしないので、警備業法 第5条第3項 第7条第3項 の規定により通知する。

申請者	氏名又は名称	
	住所	

理由

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会(宮城県警察本部生活安全企画課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があった日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会とします。)

備考

- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2号(第4条関係)

認定取消通知書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第8条の規定により次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏名又は名称	
住所	
代表者の氏名	
認定年月日	年 月 日
認定証の番号	

認定を取り消した理由

- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会とします。)

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 3 号 (第 5 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	

認 定 証 返 納 届 出 書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

印

警備業法第 12 条第 1 項の規定により届出をします。

氏名又は名称			
主 営 業 所	名 称		
	所在地		
認定証を交付した公安委員会の名称	公安委員会	認定証の番号	
返納の事由			
返納の事由の発生の年月日	年 月 日		

記載要領

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 4 号 (第 7 条関係)

資 格 者 証 不 交 付 通 知 書

第 年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た 警 備 員 指 導 教 育 責 任 者 資 格 者 証 の 交 付 に つ い て は、警備業法第 22 条第 4 項 機械警備業務管理者資格者証 の 規 定 に よ り 交 付 を 行 わ な い の で 通 知 す る。

申 請 者	住 所			
	氏 名	生 年 月 日	年 月 日	生 日

理 由

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、宮城県公安委員会 (宮城県警察本部生活安全企画課経由) に対して異議申立てをすることができます (なお、この処分があった日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。入) 処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備 考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

資格者証返納命令書

第 号
年 月 日
殿

宮城県公安委員会 印

警備業法 第22条第7項 第42条第3項において準用する同法第22条第7項 の規定により 公安委員会
第 号 年 月 日交付の 警備員指導教育責任者資格者証
機械警備業務管理者資格者証
返納を命ずる。

本籍	氏名	生年月日	年 月 日生
----	----	------	--------

理由
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

講習修了証明書不交付通知書

第 号
年 月 日
殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日から 年 月 日まで実施した 講習に係る講習修了
証明書については、交付しないので通知する。

受講者	住所	生年月日	年 月 日生
	氏名		

理由

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会(宮城県警察本部生活安全企画課経由)に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができません(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第7号（第10条関係）

受理年月日	年 月 日
受理番号	

警備員指導教育責任者兼任承認申請書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

印

警備業法施行規則第39条第3項の規定により警備員指導教育責任者兼任の承認を申請します。

認 定 番 号	公安委員会第		号
	名 称	所 在 地	
主 営 所 の 専 業 任 務 の 所	名 称	所 在 地	
	名 称	所 在 地	
兼任しようとする営業所	名 称	所 在 地	
申 請 事 由			

備考

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第8号（第10条関係）

警備員指導教育責任者兼任承認通知書

第 年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

下記の営業所に対して、警備業法施行規則第39条第3項の規定による警備員指導教育責任者の兼任を承認したので通知する。

認 定 番 号	公安委員会 第		号
	住 所	氏 名	
警 備 員 指 導 教 育 責 任 者	資 格 者 証	交付公安委員会	交 付 年 月 日 番 号
		公安委員会	年 月 日
主 営 所 の 専 業 任 務 の 所	名 称	所 在 地	
兼任しようとする営業所	名 称	所 在 地	
	名 称	所 在 地	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

指 定 書

第 年 月 日 号

住所 殿
氏名

宮城県公安委員会 印

警備員教育を行う者等を定める規程 第1条第4号の基本教育
第3条第5号の業務別教育 を行うについて十分な

能力を有する者として指定する。

教育を行うことができる内容

有効期間 年 月 日

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 年 月 日 号

住所 殿
氏名

宮城県公安委員会 印

不 指 定 通 知 書

警備員教育を行う者等を定める規程 第1条第4号の基本教育 第3条第5号の業務別教育 を行うについて十分な
能力を有する者としての指定の申請については、下記の理由により指定しないので通知する。

理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会（宮城県警察本部生活安全企画課経由）に対して、異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第15号（第14条関係）

1級検定受検資格認定申請書

宮城県公安委員会 殿

警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 2 号に規定する 1 級の検定（
）
の受検資格を有することの認定を申請します。

理由

住 所 年 月 日
氏 名 ㊟
生年月日 年 月 日生

記載要領

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
 - 2 「理由」欄には、警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者に該当する理由を具体的に記載すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第16号（第14条関係）

1級検定受検資格認定書

第 年 月 日 号

住 所 殿
氏 名

宮城県公安委員会 ㊟

警備員等の検定等に関する規則第 8 条第 2 号に規定する 1 級の検定（
）
の受検資格を有することを認定する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

1級検定受験資格不認定通知書

第 年 月 日

住所
氏名 殿

宮城県公安委員会 印

警備員等の検定等に関する規則第8条第2号に規定する1級の検定 () の受験資格を有する者とは認定しないので通知する。

理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会（宮城県警察本部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があった日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

営業所 属 証 明 書

住所
氏名
生年月日 年 月 日生

上記の者が、 年 月 日現在、警備員として下記営業所に所属していることに間違いありません。

記

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第19号 (第14条関係)

誓 約 書

私は、次の理由で「警備業務従事証明書」の発行を受けられませんが、別添の履歴書記載のとおり、
警備業務について 2級の検定に係る合格証明書の
2級の合格証明書の

交付を受けた後 当該警備業務に従事した期間が、年
交付を受けている者であって2級検定に合格した後
以上であることを誓約します。

理 由

所屬していた警備業者 () が、
既に廃業している。
次の事情による。

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生

記載要領

- 1 不要文字は、横線で消すこと。
- 2 警備業務の内容を具体的に記載すること。
- 3 誓約書は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第20号 (第15条関係)

合格証明書不交付通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第4項の規定により合格証明書を交付しないこととしたので通知する。

理 由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会 (宮城県警察本部生活安全企画課経由) に対して異議申立てをすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
 - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。)
- 入) 処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第21号（第16条関係）

合格証明書返納命令書

第 年 月 日 号
殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第7項の規定により 公安委員会
第 号 年 月 日 交付の合格証明書の返納を命ずる。

氏 名	生 年 月 日	年	月	日 生
住 所				
警備業務の種類及び級	警備業務 第 級			

理由

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます。）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第22号（第17条関係）

成績証明書不交付通知書

第 年 月 日 号
殿

宮城県公安委員会 印

年 月 日に実施した検定の学科試験及び実技試験に係る成績証明書については、
交付しないので通知する。

申請者	住 所	生 年 月 日	年	月	日 生
	氏 名				

理由

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会（宮城県警察本部生活安全全部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができます。）
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分の日の翌日から起算して6か月以内には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第23号（第19条関係）

受理年月日	年 月 日
受理番号	

機械警備対象施設特例承認申請書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

⑩

警備業法施行細則第19条第2項の規定により下記の対象施設に対する警備業務対象施設の承認を申請します。

認 定 番 号	公安委員会 第		号
	名 称		
基 地 局 所 在 地	名 称		
	所 在 地		
対 象 施 設	基 地 局 所 在 地	距 離	
	住 所	所 要 時 間	
対 象 施 設 者	職 業 氏 名		
	対 象 施 設 者 距 離	所 要 時 間	
申 請 事 由	(申請者は、対象施設付近の図面の添付をお願いします。)		

記載要領

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することによって、署名することができる。
 - 2 印の欄には、記載しないこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第24号（第19条関係）

機械警備対象施設特例承認通知書

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会 印

下記の対象施設に対して、警備業法施行細則第19条第3項の規定により即応体制の整備の基準についての特例を適用する施設であると承認したので通知する。

認 定 番 号	公安委員会 第		号
	名 称		
基 地 局 所 在 地	名 称		
	所 在 地		
対 象 施 設	名 称		
	所 在 地		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第25号 (第19条関係)

機械警備対象施設特例不承認通知書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

下記の対象施設に対して、警備業法施行細則第19条第4項の規定により即応体制の整備の基準についての特例を承認しないこととしたので通知する。

認定番号	公安委員会 第	号
基地局名称	所在地	
対象施設名称	所在地	

特例を認めないこととした理由

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会（宮城県警察本部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第26号 (第21条関係)

報告・資料提出要求書

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第46条の規定により次のとおり報告又は資料の提出を求める。

報告又は資料の提出を求める事項	
理由	
報告又は資料の提出場所	警察署
提出期限	年 月 日 午前・後 時 分まで

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第27号（第22条関係）

指 示 書

第 年 月 日 号

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第48条の規定により次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県公安委員会（宮城県警察本部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があった日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第28号（第23条関係）

営 業 停 止 命 令 書

第 年 月 日 号

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

殿

宮城県公安委員会 印

警備業法第49条第1項の規定により次のとおり営業の停止を命ずる。

停 止 の 範 囲	
停 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
処 分 の 理 由	

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 「処分の理由」には、違反事項、事案の概要等を記載すること。

別記様式第29号（第23条関係）

営 業 廃 止 命 令 書

第 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

宮城県公安委員会 印

警備業法第49条第2項の規定により次のとおり営業の廃止を命ずる。

氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
処 分 の 理 由	

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

正 誤

○宮城県公報第一九一九号（平成十九年十二月二十二日付け）

ページ 二 下 段 四 行 規則 正 誤
 二 下 四 規則 正 誤
 二 下 四 規則 正 誤